

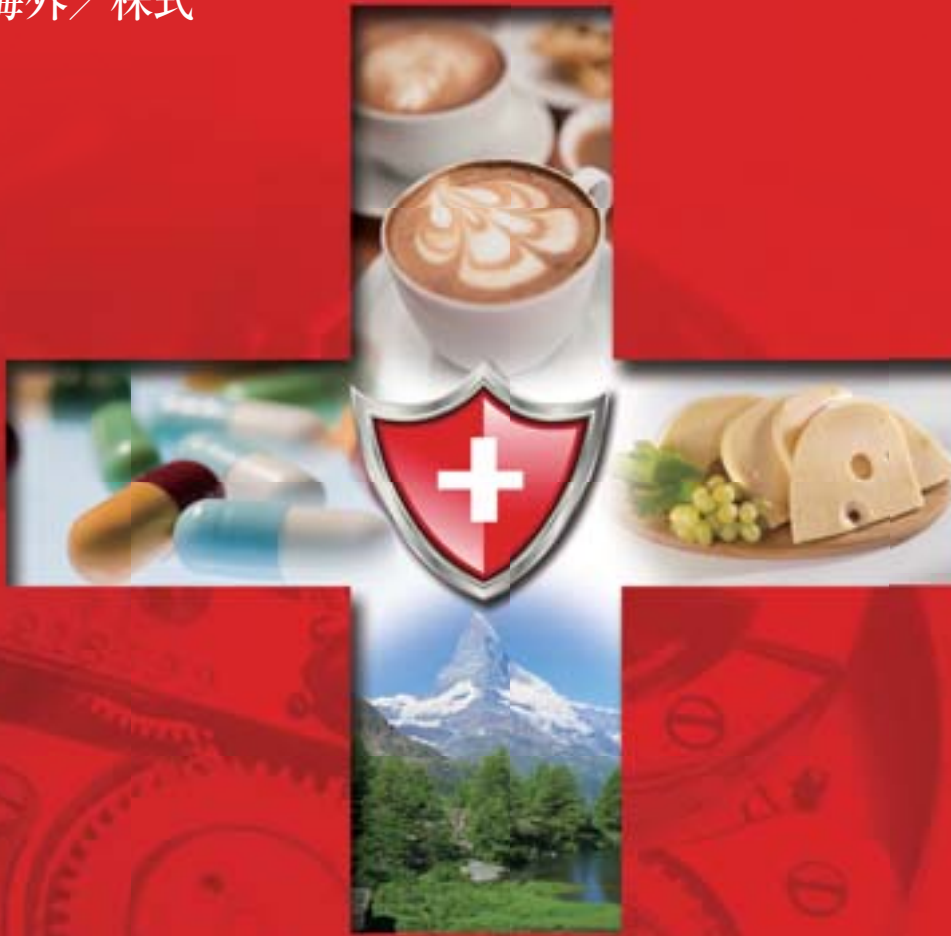
投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2026年3月14日

スイス株式ファンド

追加型投信／海外／株式

当ファンドは、特化型運用を行います。



SWITZERLAND STOCK FUND

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2636号

電話番号: 03-6691-2017

受付時間: 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ: <https://www.carrera-am.co.jp/>

当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

商 品 分 類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属 性 区 分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年 2 回	欧州	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「スイス株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月13日に関東財務局長に提出しており、2026年3月14日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社名	カレラアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2011年7月19日
資本金	1億6,240万円(2026年 1 月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	99,156百万円(2026年 1 月末日現在)

ファンドの目的

当ファンドは、主としてスイスの金融商品取引所に上場している株式等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてスイスの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

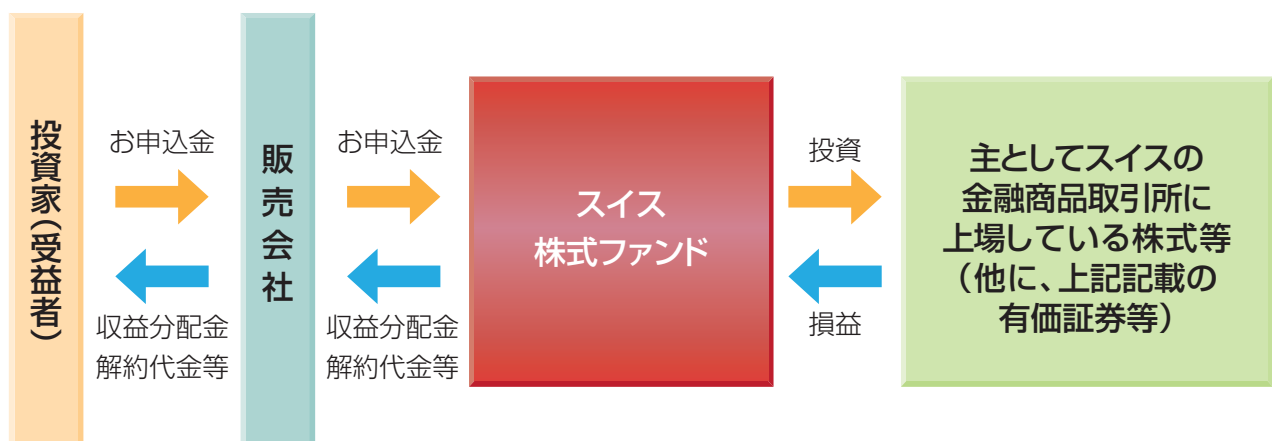
当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

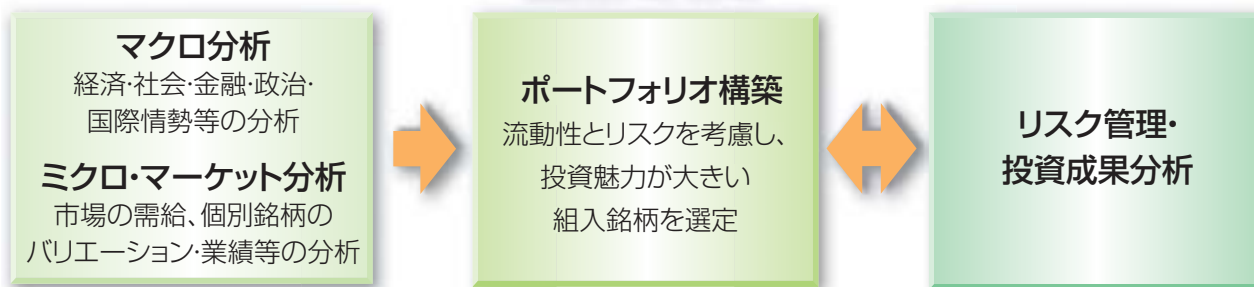
当ファンドが主要投資対象とするスイスの企業の株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】





【運用プロセス】



主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年2回（原則として毎年6月15日、12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



- ※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

スイスについて



グローバル優良企業が集積する先進国

面	積	4.1万平方キロメートル(九州と同じくらい)				
人	口	904万人(2024年)				
首	都	ベルン				
G	D	P	10,746億米ドル(2026年見通し)			
1人当たりGDP			118,173米ドル(2026年見通し)			
経	常	収	支	753億米ドル(2026年見通し)		
主			要	産	業	機械・機器、金融、食品、製薬、観光、農業

出所:外務省(2026年1月28日現在)、IMF(2025年10月見通し)



世界トップレベルの国際競争力

国際競争力ランキング

1位	スイス	6位	台湾
2位	シンガポール	7位	アイルランド
3位	香港	8位	スウェーデン
4位	デンマーク	9位	カタール
5位	UAE	10位	オランダ

評価項目

マクロ経済の状況、インフラの整備度、政策の有効性、産業競争力

出所:IMD 世界競争力年鑑2025



スイスの魅力

● 豊かな自然と観光資源

- ・ アルプス山脈 ・ 氷河、湖 ・ 山岳交通 ・ 世界遺産(文化遺産 9カ所・自然遺産 4カ所)
- 出所：スイス政府観光局、ユネスコより、カレラAM作成(2026年1月28日現在)

● 政治的、経済的安定性

① 永世中立主義と多数の国際機関本部設置

FIFA	国際サッカー連盟	チューリッヒ	UNHCR	国連難民高等弁務官事務所	ジュネーブ
ILO	国際労働機関	ジュネーブ	WHO	世界保健機関	ジュネーブ
IOC	国際オリンピック委員会	ローザンヌ	WIPO	世界知的所有権機関	ジュネーブ
ISO	国際標準化機構	ジュネーブ	WTO	世界貿易機関	ジュネーブ
ITU	国際電気通信連合	ジュネーブ	WWF	世界自然保護基金	グラン

出所：カレラAM調べ(2026年1月28日現在)

② EUをはじめとする数多い自由貿易協定(FTA)

● 魅力的な税制度

- ・ スイスでは、税収の割合が対GDP比で、世界的に見ても低い水準で維持されています。
- ・ 新規設立会社に対して、税減免制度を設けており、起業支援や外国籍企業の誘致を積極的に推進しています。
- ・ 地方においても魅力的な税制度が敷かれており、多くのグローバル企業が地方に欧州拠点置いて、ビジネスの付加価値創造力を高めています。

スイスの株式市場について

スイス証券取引所(チューリッヒ所在)

時 価 総 額	約2.5兆USドル
上場企業数	211社

出所：国際取引所連合(2025年12月末データ)よりカレラAM作成(2026年1月28日現在)

主な上場企業(例)	主要業務(ブランド、備考)
ネスレ	世界最大級の総合食品メーカー(ネスカフェ、マギー、キットカットなど)
UBS	総合金融
ギーベリッツ	給水管、排水・水洗システムなど水道機器の大手メーカー
ストラウマン・ホールディング	歯科インプラント器具の世界的メーカー
ノバルティス	大手医薬品会社

※「主な上場企業(例)」はあくまでも参考のために掲載したものであり、個別企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに組入れることを保証するものではありません。 出所:カレラAM調べ(2026年1月28日現在)

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

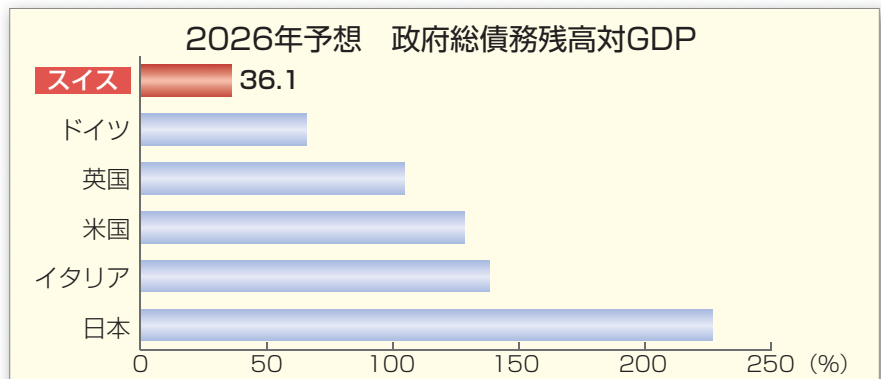
スイス株投資の魅力

①良好な投資環境

- 安定した着実な経済成長
- 健全な財政

GDP成長率	%
2017年	1.4
2018年	2.9
2019年	1.2
2020年	-2.3
2021年	5.6
2022年	3.1
2023年	0.7
2024年	1.4
2025年(予想)	0.9
2026年(予想)	1.3

出所：IMF2025年10月見通し
(2026年1月28日現在)



出所：IMF2025年10月見通し(2026年1月28日現在)

②高いブランド力を有するグローバル優良企業群

人口が少ない。国土が狭い。水以外の資源が乏しい。



ブランド育成と競争力強化
海外有力企業の積極的誘致
富裕層・技術者の受入れ促進



高級ブランド品、高付加価値産業のグローバル展開と成長
新興国需要の取り込み

③景気の影響を受けにくい銘柄が多い株式市場

株式市場において各業種が占める割合

(%)

	スイス	日本	米国
生活必需品	11	5	9
医薬品・医療関連	36	5	9
計	47	10	18

出所：ブルームバーグ社データよりカレラAM作成(2026年1月28日現在)

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、スイスの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

株式の価格変動リスク	当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	当ファンドは、スイスの企業の株式等を主要投資対象とします。海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク	株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク	解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。
資金移動に係るリスク	当ファンドの主要投資対象国であるスイスの当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。
予測不可能な事態が起きた場合等について	その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。
 - ・ 経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、市場環境が急変した場合
 - ・ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

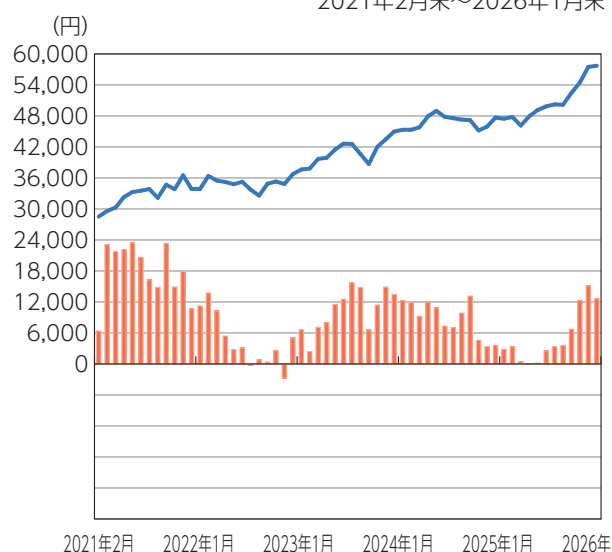
リスクの管理体制

- 運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。
- 委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
- コンプライアンス・オフィサーが法令諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行い、内部監査室が内部管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- 運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

2021年2月末～2026年1月末



■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

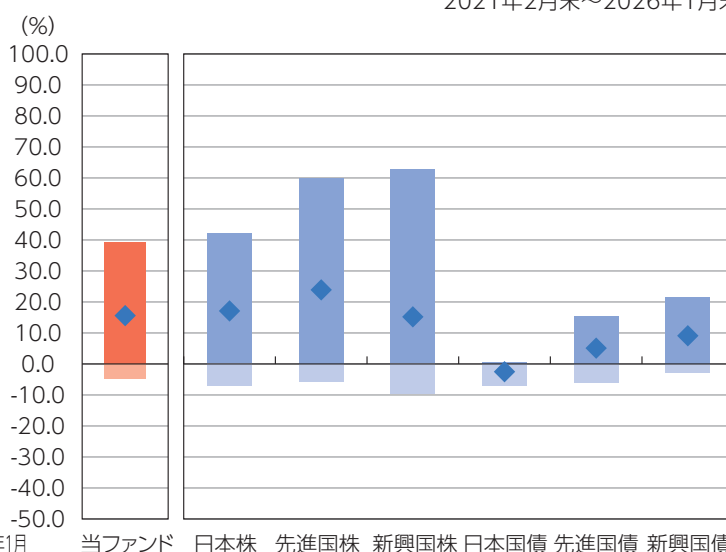
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2021年2月から2026年1月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年2月末～2026年1月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	15.6	17.1	23.9	15.2	△2.5	5.1	9.1
最大値	39.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△4.6	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

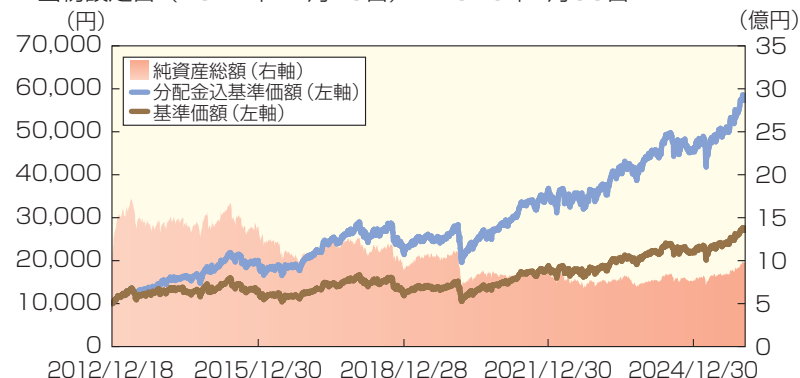


(2026年1月30日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2012年12月18日)～2026年1月30日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	27,248円
純資産総額	971百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年12月	250円
2025年 6月	250円
2024年12月	0円
2024年 6月	300円
2023年12月	250円
設定来累計	10,600円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
株 式	92.58%
債 券	0.00%
現金・その他	7.42%
合 計	100.00%

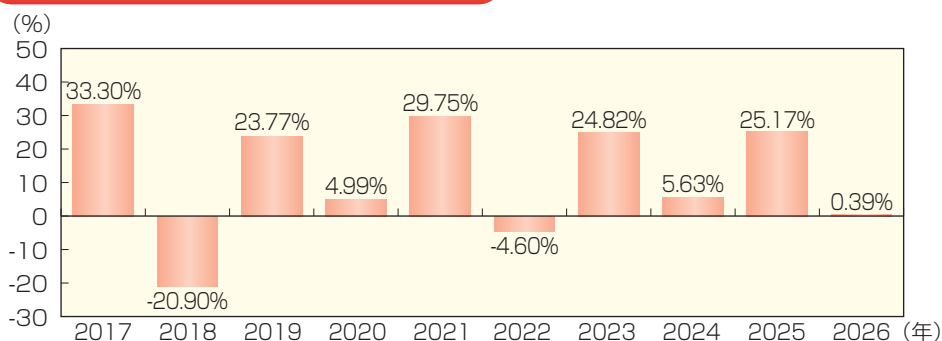
● 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16.56%
2	UBS GROUP AG-REG	金融サービス	12.82%
3	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	11.82%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.58%
5	ABB LTD-REG	資本財	7.53%
6	GEBERIT AG-REG	資本財	6.08%
7	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	5.65%
8	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	耐久消費財・アパレル	4.63%
9	STRAUMANN HOLDING AG-REG	ヘルスケア機器・サービス	4.34%
10	ALCON INC	ヘルスケア機器・サービス	2.81%

● 組入上位10業種

	業種	組入比率
1	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25.15%
2	資本財	14.36%
3	金融サービス	12.82%
4	食品・飲料・タバコ	11.82%
5	ヘルスケア機器・サービス	7.15%
6	耐久消費財・アパレル	6.96%
7	保険	5.65%
8	素材	4.28%
9	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.55%
10	商業・専門サービス	1.86%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。

※2026年は、1月1日から1月30日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、スイスの銀行または証券取引所の休業日に該当する場合には、お申込みができません。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年3月14日から2027年3月15日まで ただし、申込期間は、上記の期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	2012年12月18日から2053年12月15日まで(信託設定日：2012年12月18日)
繰上償還	受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
決算日	原則として、毎年6月15日、12月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。
収益分配	委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付運用報告書を提供等します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.30% (税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。 ・購入時手数料：販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価
	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6665% (税抜1.515%)の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。	
		・信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンドの 純資産総額に対して		年率1.6665% (税抜1.515%)
	内 訳	委託会社	年率0.715% (税抜0.650%) 資金の運用指図等の対価
		販売会社	年率0.88% (税抜0.800%) 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理
		受託会社	年率0.0715% (税抜0.065%) 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・ 手数料		ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書類等の作成、印刷、交付及び提供等または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。 ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。	
		・監査費用：ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料：有価証券等の売買の際に支払う手数料 ・保管費用：資産を海外で保管する場合の費用	

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税*及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税*及び地方税	〈譲渡所得として課税〉換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2026年1月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年6月17日～2025年12月15日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.98%	1.67%	0.31%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。